

香川労働局発表
令和6年9月6日

報道関係者 各位

香川労働局労働基準部 監督課
課長 小林 弦太
専門監督官 植田 泰明
(直通電話) 087(811)8918
(夜間電話) 087(811)8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

ドライバーの長時間労働防止に関して旅行業界に要請を行います

観光需要が高まる中、旅行シーズンに先立ち、労働局長と運輸支局長の合同で実施

令和6年(2024年)4月1日から、自動車運転者についても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制等が始まりました。

バス・タクシー・ハイヤー運転者の長時間労働の防止には、旅程などの発注条件の適切な設定が必要であることから、旅客運送業務の受注者(バス・タクシー事業者)だけでなく、旅客運送を発注する立場の旅行業者の理解と適切な対応等が欠かせません。

このため、香川労働局長(栗尾 保和)および香川運輸支局長(谷本 昌啓)は、観光需要も高まる中、労働時間規制が始まり、初めて秋の旅行シーズンを迎えるに先立ち、旅行業者を会員等とする関係団体に対して、労働時間規制を踏まえた旅程等の発注条件の適切な設定について協力を要請します。

日時：令和6年9月13日(金)10:00~10:30 目途

場所：一般社団法人全国旅行業協会香川県支部 事務所
香川県 高松市天神前6-32 県交通ビル4F

要請相手方：

一般社団法人全国旅行業協会香川県支部 支部長
一般社団法人香川県旅行業協会 会長
協同組合香川県旅行業協会 代表理事

当日取材の場合、前日9月12日(木)17:15までに上記担当にご連絡いただければ幸いです。